

# 長屋王家の消費と流通経済

労働力編成と貨幣・物価を中心に

榎木謙周

The Consumption of Prince Nagaya's Household and the Distribution Economy in Ancient Japan: Money, Prices and the Organization of Labour Power

はじめに

① 物品・労働力の入手形態

② 貨幣と物価

むすびにかえて

## 【論文要旨】

本稿では、まず長屋王家木簡を素材にして、長屋王家で消費された物資や労働力の入手形態について分析した。直轄地の経営、邸内での生産、運輸活動などのそれぞれについて検討した結果、これらすべての局面を通じてみられる特徴として、交換経済に依存する部面が大きかったことが明らかになった。巨大な家産経済の消費を支える上で、自給自足的な物資の生産が行われていたことは事実であるが、その活動に必要な労働力は、長屋王家直属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働力に依存していた。このことは、労働の場として邸内・邸外いずれにも指摘できる重要な特色である。そのための財源も、米あるいは銭や布などの「貨幣」が広く用いられていた。また、手工業製品を中心に、邸内での生産品とは別に購入によって入手した物品も若干みられる一方、「店」などを通して酒食の販売が行われていたことも推測されており、交易活動が家産経済に組み込まれていたことが知られる。

次いで、米や布を取り上げ、それらの「商品」・「貨幣」としての流通の様相を分析した。長屋王家木簡の時期だけでなく、その後の展開も視野に入れて検討した結果、それらが商品または貨幣として都市を中心に流通する上で、労働のために給付する財源としてあつたことが決定的に重要であることが知られた。また、雇傭労働の功直の期的変化を取り上げ、それと米価との相関関係を調べた結果、当時の都市社会において、両者に一種の市場的交換関係が作用していたことを推測した。そして、このような関係が存在したことが、都市民を対象とした米価政策が現れてくる背景として考えられることを述べた。

## はじめに

長屋王家木簡は大きく分ければ、食米等の請求・支給に関わるいわゆる伝票木簡、食料を中心とする物品の輸納に関わる荷札や物品進上状、その他家政運営の指示に関わる文書木簡等からなる。このような木簡から、長屋王家で消費された物品や労働力をどのように入手したかを整理したのが表1である。ここに表示したものは木簡に表れる部分のみであり、またその中でも入手形態を知りうるものが中心であるという限界があるが、以下これに基づいて考察を加えてみたい。

これをみれば、物品の種類・税目などと入手形態との対応を読みとることが出来る。例えば、生鮮食料品のうち、魚介類は諸国から調雑物や贅・交易品として荷札を付けて貢納されるのに対して、蔬菜類は専ら直営の御圃から進上状によって送られてきている。また、米については、春米（白米）や庸米として荷札を付けて諸国から送られてくるものと、直営の御圃から進上状を付けて送られてくるものがある。後者は後に述べるように長屋王一家に供される米としての性格が前面に出ている点に特徴がある。一方、手工業産品は、邸内で生産されるもののほか、購入によるものもみられる。

労働力については、まず邸内で使役される事務的・技術的労働力や補助労働力、雑役労働力がある。邸外では、輸送に関わる労働力（駄、車を使用するものも含む）、御田・御圃等の直営地の労働力が存在する。労働力の性格については、長屋王家に比較的固定的に従属する労働力と臨時的に使役される労働力があるが、雑役では邸内外共に雇傭労働力の占める比重が大きいように思われる。

以上は表1を概観したごく大まかな傾向であるが、①ではこのような長屋王家の消費が当時の社会・経済の中でいかに位置づけられるのか、

物品・労働力の入手形態について更に詳細に分析してみたい。また②では、奈良時代初期の貨幣（物品貨幣を含む）と物価の実態が長屋王家木簡によって明らかになった部分が大いに鑑み、当時の物品・労働力の流通状況について、後の展開をも見通して、都市的消費の形成という視点から論究したい。なお、長屋王家の荷札にみられる諸国からの貢納物については、別の機会に詳論したので（榎木一九九九b）、ここでは特に考察の対象とはしない。

## ①物品・労働力の入手形態

### (1)直轄地での生産と労働力

長屋王家の直轄地の一つである木上からの進上米については、福原栄太郎氏の論考がある（福原一九九五）。それによれば、木上の米は三斗を単位として、主に婢と考えられる女性によって運ばれ、用途としては「大御（飯）米」（27<sup>1</sup>6）<sup>①</sup>「御飯米」（I 190）<sup>②</sup>「御食米」（23<sup>1</sup>6）などと呼ばれたように、主として長屋王一家のために消費されたことが指摘されている。輸納月をみれば、木簡から知られるだけでも五月、七月、九月、一〇月、十一月、閏（一一）月、一二月などにわたっており、収穫期後に一括して運ばれたものではないことが知られる。このような少量ずつの輸納に対応して、現地に「大御飯米倉」（II 172）<sup>③</sup>のような収納施設があったことが考えられる。

長屋王家のこのような米の消費と輸納の形態は、福原氏も指摘するように、天皇に対する供御米として令制官田の米があげられたのに対応している。すなわち、いずれも主人ないしその周辺の消費物資は、直接経営によって特別に確保しようとする指向性がみられ、家産制的な消費と輸納の対応関係を端的に示している。

蔬菜についても、供御料なものに限定できないかもしれないが、長屋王家の消費に対応して直轄地からの輸納が行われていたことが、御蘭からの進上状などから知られる。その一方で、長屋王家木簡では蔬菜類の京内での購入が「若翁御瓜」(25<sup>10</sup>)の一点を除いてみられないことが注目される。比較のために、榮原永遠男氏の作成した東西市での売買物品表(表2)を参照すれば、ゴチックで示したように、奈良時代の市での購入品目には蔬菜類が多数みられる。留意すべきは、この表の元になつたのは正倉院文書にみえる写経所などの天平期以降の事例が大部分を占めていることであり、時期の違い、ないしは消費の場の違いが反映していると考えられることである。後者の点については、写経所などは、中央官司の現物支給体制の外にあるゆえに流通経済への依存度が高いという指摘(吉田一九八三)が想起される。長屋王家の場合も同じく国家の現物支給体制の外にありながら、こちらの方は王権の中枢に近い家産機関として、自給への指向性が強く表れているように思われる。

長屋王家木簡ともう一つ比較したいのが、二条大路木簡である。二条大路木簡の直轄地生産物と交易入手物を示したのが表3であるが、長屋王家木簡と似た様相を示している。但し、下線部のように、京内交易入手品に蔬菜・果物類が若干みられる点が長屋王家木簡とやや異なっている。二条大路木簡の性格については、光明皇后の皇后宮、藤原麻呂の家政機関に関するものを主体とし(渡辺一九九五b)、時期的には、天平七(七三五)～八年頃を中心とするものである(渡辺一九九五a)。長屋王家木簡と二条大路木簡とは、そこに示された消費のあり方は、国家との関係では濃淡はあるが、ともに政権中枢に近い家産制的機関に関するものであり、直轄地生産物の消費などは似た側面をもつ。ただ、蔬菜の京内交易入手の度合いが、少しの差ではあるが異なることに仮に意味を見出すとすれば、蔬菜の都市的消費の拡大という时期的な差を反映しているのかもしれない。

なお、長屋王家木簡には一点、二条大路木簡には二点、現地の蘭などでの交易入手を示すものがある。長屋王家についていえば、片岡から阿射美(薊)、布々伎(蔭)を一束二文で交易進上したことを示す木簡がある(II 174)。片岡から進上された蔬菜には、木簡に表れた限りでは阿射美(薊)、布々伎(蔭)がみえないので、この蘭では直接栽培していなかったと思われる、それゆえ周辺から購入していたと考えられる。このように蔬菜の交易入手も部分的に行われていたが、長屋王家では京内の市などではなく、現地で購入していた。なお明証はないが、逆のケース、すなわち長屋王家の蘭の余剰品が周辺に売却されていた可能性もある。

次に、以上のような家産制的消費に対応した直接経営の特質を、労働力の消費や労働力への給付のあり方、言い換えれば労働力編成の面からみてみるとどうであろうか。既に、長屋王家の直轄地経営については、令制官田経営との類似性が指摘され、さらにその淵源として畿内のミヤケとの関係が示唆されているが(館野一九九二、森一九九八)、ここでは労働力とそれに対する給付のあり方に焦点を絞って考察を深めてみたい。

労働力としては、表1にも示したように、雇傭労働力が広範に用いられ、支払いが常布で行われていたことが知られる。ここには二つの問題がある。一つは、官田経営では国衙公権をもって徭丁を使役したとみられる点との相違、一つは支払い手段として稲ではなく常布が用いられている意味である。

まず前者については、次の木簡との関係が注目される。

・ 御田人七口 魚給

三月十六日□□(27<sup>13</sup>)

御田人への魚の支給が三月一六日に行われており、次のいわゆる「魚酒の格」との関係が想起される。周知の史料であるが、延暦九年(七九〇)四月一六日官符(「類聚三代格」)を挙げておく。

表1 長屋王家で消費された物と労働力

〈諸国貢納物〉(原則として輸貢地を記すものに限る)		
〔現物入手品(輸貢地記載略)〕 米、糯米、塩、小麦、麥子、栗、呉桃子 海松、軍布、加自米、海藻 荒堅魚、小堅魚、鮫、年魚、阿遅、鯛、鯛、細螺 鮎鮓、酢年魚、煮塩年魚、貝酢御贄、蛤蛎膳、鯛醬 鹿薦、干穴、猪薦纏、雜膳 黒葛、漆、鉄、荏油、曼椒油 庸布(885)	〔交易入手品〕 伊勢税司交易海藻、滑海藻(207、銭・常布) 住吉郡交易進贄塩染阿遅(21-29) 丹波国何鹿郡高津里交易膳贄(438) 美濃郡吉川里(榭)(北宮交易、23-14) □乃交易遺布(165、端布、美濃?) 志婆郡交易布(25-21) 交易塩(25-22) 交易御商(布?)(28-43) 若翁御物交易糸・布(161、京内交易の可能性も)	〔運搬労働力〕 駄(備前国春米)(28-4) ← 持丁(438)

〈邸内製作品〉	〔技術労働力〕 ※帳内は除く
染色、裁縫、綿、紙、写経、絵画、仏像、幡 矢、弓、大刀、鞘 鍛造製品(銅・銀他)、鑄造製品、鏤盤 机、椅、琴、その他木工品 木履、要帯、沓、障子、籠 土師器、瓮、奈閉、氣(筒) 薦、褥、鞆、鞍、革製品、金漆 酒、牛乳 馬 造作	染女、縫殿女、紙師、軼師、経師、装潢、書法模人、書法作人、画師、画写人 矢作、大刀造、御鞆作、御弓造兵舎人、絃刺衛士 鍛師、銀銅打、鑄物師、鏤盤師、銅造(手人) 机作、椅作工、琴作工、轆轤師 木履作人、要帯師、要帯造人、沓縫、障子作人、籠作(衛士) 土師女、瓮造女、奈閉作、氣作 薦縫、褥縫、鞆縫、背替縫、御鞍具人、皮作、須保豆、革油高家、金漆人 牛乳煎人 馬甘、馬曳、馬作医 工、雇工 〔雑役労働力・補助労働力〕 春女、春人、栞取遣雇人、柏取雇人、御竈木取、葛取使雇人、薪取使雇人 轆轤木切雇人、大宮石運雇人、須理作雇人、馬司(草持)雇人、掃部雇人 右京職雇民 宇太借子 奴婢、今奴婢、仕丁(立丁、廩丁)、帳内、政人、少子

〔京内交易入手品〕(但し交易場所を明記しないものは京外の可能性もある。)  
市?→買米(985) cf. 米交易(161、3342)  
西店→近志呂(25-26)  
店物→飯・酒(21-29、27-14) ※11月4・5・6・8日分、ほぼ連日販売?  
※以下交易場所を明記しないもの。  
食(備食銭=50文、1791)  
朱沙・金青・白青(142、153)  
布(1端=38文、215)  
瓮、栗、釘、柏、薪(銭、28-45)  
瓮、油坏、奈閉(58物10文、1723)

〔運輸労働力〕  
米運功常布=10常内4常は「車借用」(1786)  
車借人(21-23) 車長(21-36) 車庸(25-17)  
功車賃(1088) 車一輪右京人…(25-17)  
大宮石(運)雇人(317)、米運雇人(27-12)  
屏風持雇人、俵運雇人(25-31)  
竹野王子山寺遣雇人(1829)  
河内絹持雇人(21-23)  
酒・菜・海藻・宮塩荷持(21-28)  
薪運廩、草運人(25-15)

醬鯛(23-7)  
若翁大御弓、瓮(銭、1848)  
若翁御瓜(直米、25-10)、御坏物(直米、6)、薪(直米、312、21-19、1840)  
土形(?)、藻湯、豹皮、麻袋、薄幡、麦繩(27-15、1785)  
麴(28-36) 沓(28-37)  
牛(1頭=38文、463)  
道路行種々味物賑等(交易料銭、23-6)

〔宮・寺造営・維持労働力〕  
都祁宮造雇人(28-9)  
都祁仕丁(1797)  
春日宮造役人(25-12)  
春(日宮帳)内(2446)  
寺(造)人功(464)

〈直轄地生産物〉			
〔現物入手品〕 佐保→生薑 片岡→蓮葉、菁、桃、交菜、奴奈波 木上→御飯米、供養分米、焼米、竹、阿支比、棗 糯米、交(菜)、薊、蘇良(自) 広瀬?→御紵 山背御園→菁、大根、交菜、古自、茄子、比由 知佐、竹子、布々支(露)、阿佐美、志伊 椒 大庭御園→菁菜 耳梨御田→芹、智佐、古自、河(阿?)夫毘、処里 矢口→意比 炭焼処?→炭 都祁氷室→氷 肩野津→米?(27-6) 不明→阿布比、糟漬毛瓜・韓奈須比、醬漬毛瓜・名我、草奈須美、余貴、柑、竹 薊、蘇良、交菜	〔交易入手品〕 片岡→阿射美・布々伎 (1743、1束=2文)	〔現地労働力〕 (片岡) 御園作人功(21-9)  山背御田芸人功=36常(160) 山背御田10町佃人功(25-26) 山背御園造雇人40人(1710)  刈草人1人(1日)50束:功20人分=布3常(1719) ← 水運搬駄(功銭)・丁(25-26) 都祁遣雇人(23-9) 洪川御田侍奴(23-6) 処々田刈功=250常(23-5) 園作雇人(21-10、25-15) 御園将作人功(21-10) cf. 園(遣)雇人(21-11) 山処:雇人に給う食物なき故、急ぎ処分を乞う(1715) 山口御田作人食米・塩(21-11) 御田人7口魚給(27-13) 佐貴里田(力?)五口(27-13)	〔運搬労働力〕 持人(男女) 駄+丁(179)

※特に注目されるもののみ( )内に典拠を記した。単に207などと記すものは「平城京木簡」1・2の木簡番号。21-29などと記すものは「平城宮発掘調査出土木簡概報」21号29頁のこと。以下同じ。

	A 平安京東西市の塵		B 奈良時代の購入物品		
	東市	西市	東市	西市	東西市の両方もしくはいずれか不明
食料品	菓子 蒜 干魚 生魚  海菜	菓子  干魚 生魚  末醬 糖	鮫  布乃利 末醬  堅魚 大根 青菜 茄子 水葱 瓜  生菜	細螺  糖  茄子 水葱 瓜 生薑 大豆 茶 菁	干柿子、粟子、桃子、梨、蜜  布乃利、凝海菜、生古毛 末醬 糖  大根 青菜 茄子、草茄 水葱 瓜 生薑 大豆、小豆 茶 菁 畑、芥子、芋、山藺、筋、柏、稷、蕁、茸、榆皮、壳我、酢
その他	丹 珠 玉 葉 香 漆 染草 馬	染草  牛	瑠璃玉  炭	炭 (真木灰)	薬  炭 薪、松、箬竹、白青、(白檀・紫檀)

※ ( ) 内は正倉院文書以外の史料による事例

※ [栄原 1992] 105~108頁の表を改変。

表2 東西市における売買物品

	A 平安京東西市の塵		B 奈良時代の購入物品		
	東市	西市	東市	西市	東西市の両方もしくはいずれか不明
織維製品	東純 羅糸 錦綾 幞頭 巾子 縫衣 帯幡 紵布 苧木 綿	糸 錦綾 幞頭  縫衣 帯幡 紵布  絹綿 紗帛 裙麻 統麻 雑染	純、五色純   布 苧柄	絹 紗	純 糸       綺
手工業製品	櫛針 杏非 筆墨  太刀 弓箭 兵具 鞍橋 鞍褥 鞆 障泥 鞞 鉄并金器  木器	櫛針 非  蓑笠 土器	扉 筆墨  瓮、塙、壺   小刀、押釘 鎌 麻笥、折櫃 紙 籬 依薦 軸	紙	木履 扉 筆墨  陶坑、陶片坏、陶羹坏、陶塩坏、陶佐良、瓮、塙 (横刀)  (槍)  番鉄 鎌 明櫃、折櫃、麻笥、杓、(漆器) 紙 籬 依薦、折薦、前薦、蓆 竹箒、袴
食料品	油 米 麦 塩 醬 索餅 心太 海藻	油 米  塩  索餅 心太 海藻	胡麻油 白米、黒米 小麦 塩 荒醬 索餅 心太 海藻	米	胡麻油 白米、黒米、糯米 小麦 塩 醬 索餅  海藻

表3 二条大路木簡にみえる直轄地生産物と交易入手品

〈直轄地生産物〉	
〔現物入手品〕	〔交易入手品〕
南園所→葵、芹、椒	
南宅→蒸莢角豆、大豆、瓜、椿桃子	
東宅→藁	
網叟司→御贄	
池辺御園司→埴器、大豆	
意保御田→瓜	
奄智御園→薑	
岡本宅→栗子、和炭、瓜、毛瓜、牛真藁、青角豆	標本三宅→水葱(1束=2文、24-9)
山代宅→茄子	山背□→阿布□ほか(直稻、29-42)
宇太御厩→菘、御箸竹	
多太水所→枋	
葛野川年魚	
筑麻→醬鮎	
佐紀瓦(山)司→椽	
瓦山→瓦	
瓦屋司→黒木、椽	
越田→柴	

〈京内交易入手品〉 ※交易場所を明記しないものは京外の可能性もある。

西市→細螺(22-10)、真木灰(24-8)  
 東市→雉、鮮鮎、螺(30-5)  
 市→米(「自左京職来錢(并)市米直錢帳」24-20)  
 cf.「東西市継文」(30-6)  
 ※以下交易場所不明。  
 鮭、古鱈、鴨(22-14)  
 鰻、須須□(29-29)  
 鯛鹽(直稻、31-19)  
 瓜、柿子、梨子、茄子(22-15)  
 筍子、芥、止己侶 (←「酒屋女物」22-15)  
 女杓、尅柄刀子(24-37)  
 高奈波白沙(24-37)  
 塀形、大盤、片盤、高坏、片拵、足附大塀、陶大塀、洗盤(22-16)、瓶(31-19)  
 調綿(22-17)  
 倭胡粉(29-25)  
 蘭笠(29-30)  
 薦(30-36)  
 支板(30-37)

応<sub>レ</sub>禁<sub>レ</sub>断<sub>レ</sub>喫<sub>二</sub>田夫魚酒<sub>一</sub>事

右、被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>、奉<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>、凡制<sub>二</sub>魚酒<sub>一</sub>之状、頻年行下已訖。如聞、頃者畿内国司不<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>格旨<sub>一</sub>、曾無<sub>レ</sub>禁制。因<sub>レ</sub>茲、殷富之人多蓄<sub>二</sub>魚酒<sub>一</sub>、既樂<sub>二</sub>産業之易<sub>レ</sub>就<sub>レ</sub>、貧窮之輩僅弁<sub>二</sub>蔬食<sub>一</sub>、還憂<sub>二</sub>播殖之難<sub>レ</sub>成。是以、貧富共競竭<sub>二</sub>己家資<sub>一</sub>、喫<sub>二</sub>彼田夫<sub>一</sub>。百姓之弊、莫<sub>レ</sub>甚<sub>レ</sub>於斯。於<sub>レ</sub>事商量、深乖<sub>二</sub>道理<sub>一</sub>。(以下略)

ここにみえる殷富の人が田夫に与えるものとして挙げている「魚酒」

のうち、特に「魚」は単に高価な非日常的支給物を象徴的に示しているのではなく、現実に給付物として耕作労働者に支給されていたことが木簡から確かめられる。田植え等の多数の労働力調達に魚酒を給する意義については、様々な見解が出されているが、「招宴労働」としての性格をもっていたことが想定できる(明石一九九〇、櫛木一九九六第五章第一節)。延暦の格は、経営を自立化させつつある個別経営相互の労働力獲得競争に、かかる慣行が利用されたことを示しているが、長屋王家の

ような大規模経営においても労働力確保の上で同様の慣行が行われていたことが知られ興味深い。『日本書紀』大化二年（六四六）三月甲申条にみえる農作月にあたって禁止の対象となった「美物」・酒支給慣行の現実のあり方を示しているともいえる。なお、片岡司では六月初旬に「功」の請求が急がれており（21・9・10）、これは緊急に多数の労働力を確保しなければならぬ事情をよく示している（森一九九八）。

次に後者、すなわち、長屋王家では稲が収取される御田でも、その稲は先述したように専ら主家の直接消費料として用いられ、経営に関わる人件費として用いられることがなかった点をどう考えるかである。このことは、令制官田では、営料が穫稲から支出されていたこと<sup>(5)</sup>、また、弘仁期の庄田経営を示すとされる藤原官跡出土木簡<sup>(6)</sup>でも、現地の経営では稲が労働財源をはじめとする経営費用の基本になっていたことと大きく異なっている。これらは長屋王家木簡より時期が下の史料であるが、同じ畿内の田地経営のあり方を示す史料として対比される。

因に御田・御菌のみではなく、長屋王家では水室の労働に対しても常布が対価として支給されている（Ⅱ179）。また、長屋王家では、労働力への支払い以外でも、先述した片岡からの蔬菜の取引入手についても、銭で購入されている点に注意すべきである。すなわち、直営地で使用される貨幣は常布と銭であり、稲が見あたらないことが重要である<sup>(7)</sup>。

以上の点については、在地の生産関係に密着した稲が労働財源、特に労働力に対する給付としての功直に、貨幣として投入されていないことに意義を見出すべきではなからうか。長屋王家の御田・御菌の経営については、官田経営との比較で国司・郡司の関与を想定する見解があるが（森一九九八）、明証に乏しいように思われる。公権により雑徭を用いる官田経営と、雇傭労働に依存する長屋王家の御田・御菌経営との質的相違を無視できないのではなからうか。仮に国司・郡司等の関与が認められるとしても、少なくとも労働財源の運用に関しては、彼らの占める位

置は小さく、主家の直接的関与を重視すべきであろう。長屋王家の御田・御菌等の直轄地経営にあたったのが、主家から派遣された帳内などであり、人的スタッフの側面にみられるこのような中央直結のあり方が財源運用にも影響を及ぼしていたとみることができよう。

ここで注目したいのが、次の木簡である。

（余慶遺始九）

○□□□人功給遣錢百十二文 別移務所下総税司田辺

○史□□進布五百常之中 二百常馬司給 二百五十常処々田苺  
五十常門部王宮給 人功充給（以下略）

（2315）

これによれば、下総税司が進めてきた常布の一部が、処々の田刈の人功に充てられていたことがわかる。このような労働財源のあり方は、御田の経営が地域のみの完結した経営ではなく、王家を媒介にした全国的規模での物流を前提にして成り立っていたことを如実に示している。

常布の機能が銭に受け継がれてゆくことを考えれば（吉川一九八四）、「中央交易圏」において銭流通の前提条件が既に形成されているといえるよう。すなわち、官司や諸家を媒介とした求心的な再分配の財政構造の存在が布、後には銭の流通を保証していたのである。そして、労働力の購入、労働者への給付に関して動く物品が、当時の商品や貨幣の流通を考える場合に重視すべきことを教えてくれる。この点は、次章の米の流通について述べるところで改めて問題にしたい。

## （2）邸内での労働と食米支給

長屋王家の米の消費を考える場合、量的には、先述した供御料的な消費よりも、家政機関を構成する様々な労働力への給付が圧倒的に大きいことはいままでもない。ここではそのうち、邸内での労働に関わる消費について考えてみたい。米飯の支給は、邸外の部署と思われるところに



表4 1人1日あたりの米支給量

	総件数	0.5升以下	0.5～1升	1升	1～2升	2升	2升以上
帳内	49	7	1	24	6	6	5
小(少)子	44	20	0	15	1	8	0
政人	23	1	8	2	11	1	0
雇人	33	0	0	5	1	24	3
*女 <sup>*1</sup>	14	2	2	3	2	<sup>*25</sup>	0
尼	7	2	1	0	2	0	2
奴婢	7	3	0	0	3	1	0
仕丁	10	2	0	5	1	2	0
厮	12	2	0	4	2	3	1
画師	6	0	0	3	0	2	1
轆轤師	5	0	0	1	0	4	0
鋳物師	2	0	0	0	0	0	2
帙師	6	0	0	0	0	6	0
書法模人	5	0	0	1	0	4	0
*作・造 <sup>*3</sup>	11	0	1	0	2	8	3

※ 全体量のみ知られるもので、1人1日あたりの量を推定で割り出したものを含む。  
 ※1 「女」のつく者。  
 ※2 このうち4件は、土師女・土器作女。  
 ※3 「作」「造」のつく者。但し、帳内・雇人・衛士等は除く。また「土器作女」は除く。

遣わされた帳内には、一ヶ月分の食米等が支給されることがあったが(21-24)<sup>8</sup>、それに対して邸内においては、米支給伝票により基本的には日単位に請求・支給されていたことは、既に一般的に認められているとおりである。

一人一日の食米支給額を調べてみると、多様性がみられると共に、食米支給額ごとにある程度共通した性格がおぼろげながら見えてくる。表4は、長屋王家木簡にみえる一人一日の食米支給額について、人数の比較的まとまったものを中心に一覧表にしたものであるが、以下の点が指

摘できるように思われる。

- ① 一人二升例が最も多いことがわかる。因に、表4は全体の件数を示すものではないので、全体の件数での割合を示すと、一人二升(三一%)、一升(二六%)、〇・五升(一五%)、一・五升(一〇%)、〇・七五升(五%)の順となる。二升より多い支給例も若干みられるが(七%)、その中には一人一日の分か疑問のものもある。
  - ② 雇人は二升が多く(雇人全体の七三%)、帳内などに比して、支給量のばらつきが比較的少ない。
  - ③ 画師は、工人の中では二升の割合が低く、一升が半数を占めるが、これは労働内容によるか、あるいは後述するように他所から召されたことが確実であることと関係するかもしれない。
  - ④ 轆轤師、帙師、また「作」「造」のつく工人等には二升の支給例が多い。因に表には示していないが、工人総件数五九件のうち二升支給例は五八パーセントを占める。
  - ⑤ 帳内は二升より少ないものが多い。その中では一升が比較的多い。
  - ⑥ 小子(少子)は一升ないしそれ以下が多い。
  - ⑦ 女性の多くは二升より少ないが、土師女(土器作女)のように女性でも一人二升の例がある。
- まず①より、一人二升が食米支給の基準額であったことが知られるが、中でも雇人や工人等の男性肉体労働者の基本額であったことがわかる。一方、⑤の帳内などの事務労働者、⑥年少者、⑦女性では、それよりも少ない額であった。これらの点は、正倉院文書などから知られる造管現場や写経所等の事例と合致する。成人男性で一升ないしそれ以下のものは、間食か一時滞在時の食料の可能性もある。
- ところで、仕丁について彌永貞三氏が指摘したように、共同炊事の場合、計算上一人一日二升で支給されることになっていても、実際に炊

飯されて食料に供せられるのは一升二合であり、残りの八合は半食残米とされて別途現米で支給された〔彌永一九八〇〕。このことを考えれば、日々の飯米支給の実態を示すと思われる米支給伝票で、二升単位の米が一括支給されることが多い②の雇人や④の工人の多くは、食米の給付形態の上からいえば、他と比較すれば労働単位として独立性が高かったように思われる。すなわち、食米二升すべてが個々人に給与の一部のように現米で支給されることが多かったのではなからうか。

また、⑦の土師女（土器作女）は四例であるが、女性としては例外的に二升を給されていることが注目される⑨。一方、遺物の上では、木簡が多数出土した長屋王家SD四七五〇出土の土師器が他と異なる特徴を共通してもつ点が指摘され、土師女によって独自に製作されたことと関わらせて理解されている〔玉田一九九五〕。このように、土師器製作工人が長屋王家によって独自に編成されていたと考えられるが、労働形態の上では独立性が高かったことが食米支給のあり方から推測される⑩。

ただ、上記のような給米額からみた「独立性」は、その労働力の長屋王家への専属性・従属性如何とは必ずしもつながらないことに注意しなければならぬ。そこで次にこの問題について考えてみたい。

まず、明らかに政府から派遣されてきた（召されてきた）ことを示す画師のような例がある（I 163, 2315）。その一方では、馬司には、馬甘（飼丁）や、貢納馬の産地の国名を付して呼ばれる上番者のように、長屋王家、遡っては高市皇子宫に関係の深い労働力も存在する〔森一九九七、榎木一九九七〕。さらに、工人については、品部・雑戸の使役を想定する東野治之氏の見解があるとともに〔東野一九九四〕、それらが長屋王家に固定的に従属していないあり方を重視する寺崎保広氏の見解もある〔寺崎一九九五〕。

このような労働力の所属性と食米支給形態との関係を考える場合参考になるのは、天平宝字三年（七五九）「造瓦所解」（四一三七二）にみえ

る「恵美園充瓦工」の場合である。この瓦工は造東大寺司造瓦所の構成員であるが、「不上」瓦工とともに食料「折留」の対象となっており、造瓦所から食料を受けずに、「恵美園」で別途受けていたと推測される。仮に彼が長屋王家に出仕しておれば、長屋王家の米飯支給木簡に記載されたであろう。したがって、米飯支給木簡に現れる労働力は、養馬など主家との従属性の強い分野⑪では専属性の強い技術労働力がみられる一方、他から派遣されてきた者、政府その他の工房などとの両属の形をとる者も存在した可能性が高い。ただ、「雇工」とみえるのは一例、それも邸内での労働ではなく、後述する「店」との関係を示唆する者がみえるのみであり（27112）、前述の流動的な技術労働力は、必ずしも雇工という形をとらなかつたように思われる。

それに対して、補助ないし雑役労働力には仕丁とともに雇人が多数みられる点に特徴がある。このような補助労働力のあり方は、造東大寺司などの官営作業場と類似している。また、雇人の供給源の一つに、次の木簡にみるように、仕丁（廝丁）が雇傭される場合があつたが、この点も政府の官営作業場に類似の形態がみられる〔彌永一九八〇〕。

・ 四月十二日□□□□海藻運仕丁廝五人功五文  
石角  
少書吏（以下略）

・ （裏略。但し「廝四人四文」の記載あり）  
○（I 216）

この木簡は、功直が一功一一文の公定価値とおりの支給がみられる点でも注目されるが、功直の問題は、次章で物価との関係で再度触れることにしたい。

その他の雇人の供給源については不明の点が多いが、

・ ○ 右京職雇民右二人持草十二尺束  
人別六尺束

・ ○ □□□□  
靈龜元年十一月十九日 廣嶋  
(21-23)

と記す木簡があり、長屋王家で京職の雇民が使役されていたことがわかる。一方、二条大路木簡にも、

坊監中臣君足

・左京五條進槐花一斗八升

功別五  
□小子五人功錢十五文  
(拾カ)

・天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂 (22-10)

とあり、京職が小子を雇っていたことが知られる。このような京職による雇傭労働の編成は後の史料にもみえるが、かかるあり方が奈良時代前期に遡ることが確かめられるとともに、長屋王家では、京職を介して徴発された雇民を使役(借用)できる立場にあったことがわかる。

一方、次の米支給伝票にみえる「借子」の存在にも注意したい。

・宇太借子米一升受即

・十一月十五日豊万呂 ○(23-12)

「宇太(宇陀)」の地名が冠せられているが、この点に関連して次の木簡が注目される。

・○移 奈良宮務処 宇太御□□任丁斯二□□分(卯奉カ)

・○奉 都 故奉可給 即付長谷□麻□

(25-25)

この木簡から、宇太(宇陀)郡にあった御□□という組織に任丁の斯がいたことがわかるが、長屋王家と宇陀の地との特別の結びつきを窺うことができる。借子とは、あるいはそこから臨時に雇傭してきた役丁ではないかろうか。<sup>(13)</sup>

以上、邸内ないしその周辺で使役された労働力について検討を加えてきた。そこで特徴的であったのは、雇人の使役と給付のあり方であり、流動性の強さと裏腹に食米支給額の上での独立性の高さが指摘できた。技術労働力については、専属性の強い分野と、流動性が高い分野の両方があったようであるが、個々の分野ごとの詳細な検討は今後の課題としたい。

### (3) 輸送労働力

まず、長屋王家での車の使用に関する木簡を以下に掲げる。

(ア) ○米運功布十常 四常者車借用  
遺六常前遺一常右七 ○(II 1786)

(イ) ○車借人六口米三升 受小牒

○(異筆記載略) 十一月廿二日廣嶋  
家令(21-23)

(ウ) ・百済郡南里車長百済部若末呂車三転米十二斛 上二石  
田辺廣国 中十石

・元年十月十三日 八木造意弥万呂(21-36)

(ウ)については、車長とされる百済部若末呂が車の所有者で、彼の下に複数の人物が輸送に従事していたと考えられる(館野一九九八四〇頁)。またこの木簡については、難波市で交易された米を運搬したものと解する見解がある(松原一九九八)。

(エ) 処 □御 □□(タ) (田カ)

・八月十六日充奈□  
十七日車庸充卅(25-17)

(オ) ・車一輪 右京人□田万呂領□□嶋一人(文守寸カ)

・□□□□ 六月十日神磯部弓張(25-17)  
[金□□]

(オ)の木簡は、□田万呂が文忌寸嶋一人を領して(率いて)車による輸送に携わったことを、神磯部弓張が報告したものと思われる。これに署名している神磯部弓張は、別に六月十三日の日付をもつ「上丁」<sup>(14)</sup>の語が見える木簡にも署名しており(27-17)、それも運輸に関するものである可能性が高い。

表5 都祁氷室からの氷の運搬

6 / 29 ~ 閏 6 / 12	5 駄		
閏 6 / 15	1 駄	□□□万呂	
18	1 駄	□ □	
20	5 駄	丁借馬連万呂	□ 駄
22			
24	1 駄		
右	□ □ 駄		
24		水駄給銭□□文	受 伯多須万呂
26		充給氷駄銭21文	受 多須万呂
(閏6) / 16	1 駄	進(伯)多須万呂	
17	1 駄	〃	
20	1 駄	〃	
7 / 2	1 駄	〃	
4	□	□	
〈以下裏面〉			
7 / 8	2 荷	持人□□少書吏□□	
□□	5 駄		
10	1 駄		
12	1 駄	丁□田主寸麻呂	
14	□□		
□□ 8	1 駄		
29	1 駄	□□	
7 / □□□	1 駄		火三田次
20	1 駄	□	
?	1 駄		伊宜臣足嶋
□	1 駄	□□	
8 / 4	1 駄		他田万呂
8 / 6	1 駄	□□	
8 / 8	1 駄	□□	
□	1 駄		
?			他田万呂
12	1 駄		他田臣万呂
8 / 20	1 駄		他田臣万呂

(カ)・□ 国相楽郡大伯里人道守臣末呂一両  
 ・ □ (23-13)  
 これは車以外について述べたものである可能性もあるが、車とすれば、道守臣末呂は輸送を担当した者と思われる。  
 (キ) 功車賃(1088)  
 以上のうち、(イ)は車借人への米支給伝票であるが、一口あたりの食米は五合と少なく、小子・犬・女性などの常食を除けば、間食の支給である可能性が高い。邸内の恒常的労働力に対する支給とは異なる性格がよく表れているといえる。このように長屋王家では、邸宅外にあって車に

よる運送に携わる「車借人」への委託が行われ、米運功布・車庸・功車賃などと表されるごとく雇傭関係が基本であった。運んだ物は米が多く、(エ)より御田との関係も窺える。邸内労働力のみでは完結しない長屋王家の労働力編成のあり方を最も端的に示している。  
 車の所有者を示す可能性のある木簡として、(ウ)(カ)を挙げることができ、本拠地は京・山背・摂津などにわたっている。これについて想起されるのは、天平宝字四年(七六〇)「丸部足人解」(一四一三六〇)で輸送を担当した秦男公が「山代国久世郡□□郷戸主」とみえることであり、彼らの下に車力が編成されていたと思われる。また、聖武太上天皇の葬儀に関係したと思われる者で、優遇措置の対象となったものの一つにみえる「輪車戸頭」(『続日本紀』天平宝字元年(七五七)四月辛巳条)との関係も考えられる。これについては、車による運送に従事する者(小西一九七〇)、車の製作・納入を行った特殊技能者(森田一九八二)などの説がある。「輪車戸」という特殊技能者がいた徴証がないが、葬列の車が民間から徴用されたことは十分に考えられる。この史料は、畿内における車製作・所有者階層が品部・雑戸のように国家の直接把握のもとにあったのではないことを示しており、それが「輸送業者」を生み出す背景の一つとしてあったことを重視すべきである(加藤一九七九)。いずれにせよ、車借という用語が奈良時代初期にまで遡ることは興味深い。

次に、長屋王家における駄の使用については、都祁氷室より氷を駄で運んだ記録が存在するが(25-26)、駄賃銭給付の記載より雇傭によったことがわかる。この記録を表にまとめると表5のようになる。  
 このような複数の月日にわたる記録簡とは別に、

・進上水一駄丁 阿倍色麻呂。

・九月十六日火三田次 ○(21-12)

という一回の輸送に対応した進上簡も存在する。ここに日下に署名している火三田次は、記録簡の裏面にも一箇所だけであるが名がみえる。彼は別に氷室造管に関する木簡の日下にも署名しており(Ⅱ179)、都祁氷室の現地責任者と考えられる。またこれらの他にも、柑の進上木簡の署名者にもみえ(23-6)、直のカバネを有していたことがわかる(27-17)。

以上の木簡で、まず「丁」と記される借馬連万呂、□田主寸麻呂、阿倍色麻呂は、駄を牽く者と思われる。それに対して、記録簡の「進水」の主体となっている、狛多須万呂(表面)、他田臣万呂(裏面)はどのような人物であろうか。このうち狛多須万呂は駄賃を受け取っていることから、輸送の責任者であったことが知られる。彼は七月二日までの責任者で、以後裏面分は他田万呂ほかに交替したらしい。裏面にみえる火三田次については先に述べたとおりであるが、もし仮に狛多須万呂・他田万呂も火三田次と同じ役割を果たしていたとすれば、彼らは長屋王家の管理労働を担う存在であった可能性が大きく、運送の責任者ではあっても、必ずしも運送業者とは断定できない。なお、伊宜臣足嶋は彼らと同レベルの人物かどうか判断が難しいが、カバネを有していることは留意してよい。

ところで、長屋王家では片岡・大庭からの蔬菜の運上にも駄が用いられている。片岡からの進上木簡では、駄のほか、「持丁」「持人」の名を記すものも多い。興味深いのは、男性は駄と組になる者が多いのに対し、女性の「持人」は駄と共にではなく単独でみえることである(Ⅰ176-180、Ⅱ1745、21-9、27-5)。姓を記さない女性については、奴婢の可能性が高く、その一人である都夫良女は木上からの飯米運上にも携わっている(「福原一九九五」)。このように長屋王家直属の労働力が運搬に用いられる場合があった<sup>15)</sup>。

それでは、駄と共にみえる男性はどのように考えればよいであろうか。この点については次の進上木簡が注目される。

・片岡□□□八斛 (進上カ)  
□匹各二斛 駄四匹 ○

・持人木部百嶋 大万呂 十月十七日 真人 倭万呂○(27-5)  
二人

これによれば、八斛を駄四匹のみで運んだことがわかるので、持人として名が見える木部百嶋・大万呂の二人は、駄とは別に人担で荷物を運んだのではなく、これらの駄を牽いていた可能性が高い。したがって、他に「持人」「持丁」として名が見える男性で、駄と共に記されている者も同様であった可能性があり、必ずしもすべて人担であったとは言えない。

このような木部百嶋・大万呂、木部足人、檜前連寸嶋などは、進上木簡のほかにもみえないので、長屋王家側の人物か、駄による輸送を担当した在地側の人間か不明である。ただ、木部姓者が三名見える点は注意を要する。木部は紀氏の部民とする考え方もあるが、木上の地名に由来するとも考えられる。後者とすれば片岡の近くに木上を想定する説と適合的である(但し万葉仮名の甲類・乙類の難がある)(「岩本一九九二」)。前者とみた場合も、平群坐紀氏神社との関係などから、片岡の地との関係は否定できない(「澤田一九九六」)。いずれにしても、木部姓者は在地の人間である可能性が高いように思われる<sup>16)</sup>。

ここで考えておかねばならないのは、運搬に用いられた駄馬を長屋王家が所有していたかどうかである。たしかに「御馬司」が存在し、「御馬甘」「御馬曳」もいて(27-10ほか)、馬が飼われていたことは間違いないが、基本的には乗馬用と思われ、駄馬の多くは雇傭によったのではないだろうか。木上にも「御馬司」(Ⅱ173)が存在したことが知られるが、木上からの米の進上木簡が多数見えるにも関わらず、駄馬による輸送を示

すものが皆無であることからもそのように考えられる。

最後に、諸国からの貢納物で駄を用いていたことを示すものとして、「上 備前国春<sup>(米カ)</sup>……□六十六斛駄<sup>(斤カ)</sup>□」と記す削屑がある(2814)。なお、長屋王家に諸国から送られてくる米俵の規格に特徴的な一斛という量は、駄による輸送が一般的であったことと関連していると考えられる(榎木一九九七)。

以上、畿内直轄地等からの物資の輸送は、基本的に邸外の雇傭労働力に依存する車・馬による輸送と、奴婢その他の直属の労働力に依存する輸送の二形態が存在することが知られた。前者の賃料支払いには稲はみられず、常布や銭が用いられたが、この点は先にみた直轄地での交易・雇傭での支払いのあり方と共通する。一方、諸国貢納物の場合も、米などには駄による輸送が行われたと考えられる。いずれにせよ、長屋王家の消費を支えた物資の輸送において、王家の外部経済に依存する割合が、特に車・駄等の大量輸送において高かったことに留意しておきたい。

#### (4) 長屋王家と交易

長屋王家が直接交易で入手したもの(すなわち諸国からの交易貢納物などを除く)は、表1に示したとおりであるが、入手場所を記したものは少ない。その中で、市との関係を窺わせるものとしては、「□買米<sup>(市カ)</sup>」(I 985)と記す削屑があるが、断片的であり詳細は不明である。別に「□四日米交易」なる削屑もあり(II 332)、米が交易されていたことは確かである。

なお、場所を明記しない購入品でやや目立つのは、瓮・油坏・奈閉・甌など土器類である。ここで問題となるのは、先に触れたように、長屋王家の邸内の労働者に、「土師女」「瓮造女」「奈閉作」などがみえ(I 333・334など)、邸内で生産していると思われるにもかかわらず、なぜわざわざ購入しているのかという点である。これについては、邸内生産品は

祭祀用など非日常的な用途のものとする考え方が<sup>(17)</sup>あるが、あるいは邸内生産品の使用者が限定されていたのかもしれない。いずれにせよ、消費の性格によって入手形態が異なっていた可能性が考えられる。

ところで長屋王家の交易活動に関わって注目されるのは、「店」ないし「西店」に関するものであり、例えば次のような付札が挙げられる。

・十一月四日店物 飯九十九筒 別筒一文  
直九十九文

・酒五斗直五十文 別升一文  
右銭一百卅九文 (2129)

他に同類の木簡として、同月五・六・八日の分がみえ、同年のものと考えられるので、ほぼ連日このような木簡が長屋王家に届けられたことになる。他に、西店から米を一〇石、ないし五石進上したことを示すものや(II 1763・1764)、近志呂(コノシロ)という魚を五〇〇隻交易進上したことを示す木簡(25126)などがある。

これらの木簡にみえる飯や酒は、木簡の形状がさし銭につけるにふさわしい比較的小さめのものであること、記載内容も特に前掲木簡のように購入物品を主体とした書き方ではなく、売却して得た銭を主体とした書き方になっていることから、長屋王家が購入した物ではなく、逆に販売した物と考えられる(館野一九九七)。長屋王家には広大な御田や諸国の米が多量に運び込まれており、西店からも長屋王家に大量の米が進上されていることから、そこに米が蓄積されていたことがわかる。

店は肆・鷹と通ずる語で、物品の貯蔵・販売を行う施設である。一般に東西市のそれを指すが、長屋王家の場合は、後にみるように令の規定との関係から考えれば、館野氏も指摘するように、東西市の中にあつた店(肆)の可能性は低い。このことを考える上で参考になるのは、長屋王家木簡ではないが、次の平城京二条条間路北側溝出土の木簡である。

・七十二文  
店□□十六文

・市□廿三文  
合百一十一文(34・27)

長屋王家木簡以外にも「店」の記載がある点でも重要であるが、銭額の計算は、72 + 16 + 23 = 111文となると考えられ、「店」一分と「市」分が並列的に計算されていることから、店と市とが概念上並列的な存在であったことが知られる。

長屋王家の「店」(西店)を拠点とした盛んな交易活動、とりわけ販売活動の存在は、家産経済(オイコス経済)という語から得られる、ややもすれば自給自足的なイメージに修正を迫るものである。長屋王家の家産経済における流通経済との関係については、単に物資購入という側面のみではなく、余剰物資の販売活動も行われていたとみられる点は重要である。長屋王家では米やそれから作られる酒のみでなく、先に述べたように菌で生産された蔬菜類などの物品についても、明証はないが販売されていた可能性がある。

なお、肩野津からの米の進上を示す木簡や(27・6)、「符片野□<sup>(津カ)</sup>」と記す削屑の存在(162)から、長屋王家からの「符」の宛先(の一部)として「津」があり、そこで物資が集積されていた可能性がある。これに関連して想起されるのは、長屋王の子安宿王が、難波津に倉のある家地を有していたことであり、この地はもと長屋王の所有するところであったと推定されている(館野一九九八三四三頁)。このように長屋王家の物資の集積地がかつ交易拠点であった所が、先述の「店」などとは別に、京外にも広範囲に存在した可能性がある。

ところで、皇親・貴族層の商行為については、養老雜令に次のような規定がある。

凡皇親及五位以上、不得遣帳内・資人及家人・奴婢等、定市肆興販。其於市沽売出挙、及遣人於外処貿易往來者、不在

此例。

大宝令の規定は不明であるが、養老令で大きく改訂したと考える根拠もないので、一応同じであるとみておきたい。一方これに対応する唐令の条文は、開元二五年令(七三七)しか復原されていないが、次のとおりである(『唐令拾遺補』)。

諸諸王・公主及官人、不得遣親事・帳内・邑司、奴客・部曲等、在市肆興販、及於邸店沽売出挙。其遣人於外処、売買給家、非商利者、不在此例。

日唐両令を比較してみると、両者共に禁止されているのは、市での興販、すなわち営利行為である。ただ詳しくみると、禁止の対象が、日本令が「市肆を定めて」の商行為であるのに対して、唐令では「市肆に在りて」の商行為というように、より一般的な規定になっている。日本令では市肆との直接的な結びつきを絶つことを目的とするのに対して、唐令では市における営利活動一般を禁止する規定になっていることに注意したい。また「外処」における売買は両令とも許可されているが、唐令にある商利を得るものでなければという条件が日本令では記されていない。

最も重要な相違は、日本令では市における沽売出挙が容認されているのに対して、唐令では、市以外の邸店における沽売出挙も禁止の対象になっていることである。邸店は商店を指す肆舗と区別され、旅宿業、飲食業、倉庫業などを営むもので、邸は比較的建築規模の大きなもの、店は小さなものを指す(日野一九六八二九頁)。日本令ではこの用語を取り入れなかったが、長屋王家木簡などで「店」の語が用いられていることが判明したので、中国の「店」との関係が問題になろう。それはともかく、日本令では貴族層の市における非営利的な販売・出挙行為が容認されている上に、市肆以外での商行為もある程度放任されていた可能性がある。長屋王家の店(西店)での販売行為も、そのような法のあり方

を背景にすれば理解しやすい。

日本では中国よりも貴族の商業活動への規制が比較的弱いのは、令制以前からの王権を構成する王族の家産制が商業と密接に結びついていた伝統（秦大津父と即位前の欽明天皇<sup>19</sup>、炊屋姫の海石榴市宮<sup>20</sup>など）と無関係ではないように思われる。また、そのような伝統は、九世紀に問題となる市人と王臣家・諸司との結託行為（『類聚三代格』承和元年〔八三四〕一二月二日官符、貞観六年〔八六四〕九月四日官符など）につながると考えられる。

### (5) 小括

以上、長屋王家の直轄地経営、邸内生産、運輸活動、交易活動を概観してきたが、すべてを通じてみられる特徴は、交換経済に依存する部面が意外に大きいことである。巨大な家産経済の消費を支える上で、自給的な物資の生産が行われていたことはこれまで強調されてきたところであり、実際に米や野菜を御田・御圃の直接経営によって入手し、手工業品などを邸内で完結して生産しようとする指向性は確認しうる。

しかし、これらの活動に必要な労働力は、邸内直属の諸階層の労働力のみでなく、広く外部の雇傭労働力に依存していた。これは邸内外を問わず指摘できる重要な特色である。そのための財源も、米あるいは銭や布などの「貨幣」が広く用いられていた。また、邸内生産品とは別に購入物品も、手工業品を中心に若干見られ、用途によって入手形態が使い分けられていた可能性がある。また、「店」などを通して酒食の販売が行われていたことも推測され、都市的消費に対応した商業的行為が平城京の初期段階からみられることは注目すべきである。

そこで次に、このような物品・労働力の広範な流通の様相を、「商品」や「貨幣」のあり方を通して分析したい。その場合、長屋王家よりも後の時期も見据えて、都市経済の展開との関係を問題にしたい。

## ② 貨幣と物価

### (1) 米の流通

長屋王家木簡の中には、以下のように、直を米で示したものがいくつかある。

(ア) 御坏物直米二升充奉

・受古女 九月三日 椋垣忌寸 ○(I6)

(イ) 薪直米三升 受即 十二月廿一日稻虫書吏 ○(I312)

(ウ) 員方王子米六升

・薪直三升 受即 十二月十二日 □(25-10)

(エ) 若翁御瓜直米四升 受 □足 ○(25-10)

(オ) 小子十六口米一斗六升尼二口米五升薪三荷直 ○(21-19)

一般には、貨幣的機能の担い手が穎稻から米穀に変わるの、売券に記す直物の変化などから、平安時代中期以後と考えられている（歌川一九六七・五五～五七頁、榮原一九九三・二八三～四頁、梅村一九八九・一九一～一九二頁）。しかし、奈良時代から西国では米が貨幣的に流通したことを想定する見解もあり（三上・一九九七）、上記の長屋王家木簡の事例はそのことを支持している。

ところで、穎稻と米との公定換算率は、周知の通り一束＝五升であるが、稲と米の価格関係という点からはどうであろうか。このことを推測しうる史料として、長屋王家木簡に、



・直稲八束 一斗直二束

・□足 ○(27-15)

と記すものがある。長屋王家では直として稲も用いられていることが知られるが、ここで注意されるのは、一斗の直を二束としていいることである。この「斗」で表されているものが米かどうか確認はないが、もし米であるとすれば、一束＝五升の公定換算率そのまま価格にも反映していることになる。長屋王家木簡以外で、上記の公定換算率のまま価格関係となっている例は時期が下つても存在するが、これは米が一般的な貨幣として用いられるようになって、籾稲の束が貨幣の単位として米との間の交換レートが制度的に存在したことを反映していると考えられる〔榎木一九九九年a〕。

米が一般的な貨幣として用いられるようになる背景には、政府による錢貨鑄造の停止があるが、それは必要条件に過ぎない。より本質的には、律令制の一元的な再分配の経済運営が、一〇世紀後半を画期として大きく変化することが重要である。すなわち、京周辺に蓄積された受領の米を中心とする富を、政府が必要に応じて調達するシステムに転換することが指摘されている〔佐藤一九九〇、中込一九九五〕。しかし、それ以前にも米の貨幣的流通は、錢貨や布などに比すれば副次的であるが確実に存在した。八世紀初頭の長屋王家でも、大量の米を集積し、大量にして多種多様な労働者をそれによって扶養し、一部は「店」を通じて売却もしていたが、そこでは部分的にはあるが米が貨幣的に使用されていたことは偶然ではあるまい。

このように、米は錢などとは異なり、政府の定めた価値付与により貨幣的に流通したというより、商品としての流通を前提にして貨幣的に使用された側面が大きいように思われる。それではそのような商品化の契機はどのようなものであろうか。結論からいえば、労働力との交換を重

視すべきであり、都城制の成立が画期になるように思われる。

都城の成立に伴って、それを造営・維持する莫大な労働力が全国に求められた。また、都市住民を養う諸物資を貢納するための運送労働も全国の民衆に課された。このように莫大な数の民衆が首都と地方を恒常的に行き来することは、これまでにみられないことであった。政府はこのような上京する役民の食料対策に腐心しなければならなかったが、それを単に国庫からの再分配によってではなく、錢を媒介にした交易に期待していた点が重要である。例えば平城遷都直後の和銅六年(七一三)に、諸国の運脚や役夫が帰郷時に食料が不足するので、「豪富の家」を募って米を売らせ、一年に一〇〇石以上を売る者に対しては(褒賞のために)奏聞させている〔続日本紀〕同年三月壬午条)。このように民間の稲穀を役夫の所持する錢によって購入させようとする政策は、錢の普及を意図したものであろうが、食料を売買を通じて得る関係が形作られるという点で注目すべきである。自然的にはなく政策的に形成されたものではあるが、民衆レベルの少額の食料取り引きが行われるようになったことは、錢と米穀の流通という点から見逃せない。史料で確認できるのは八世紀初頭からであるが、天武朝から開始された貨幣鑄造が藤原京の造営に関係するとすれば、同様の関係は、規模はともかくとしても、もう少し遡って考えてよいかもしれない。

一方、少し後の例であるが、大宰府からの調綿の海上輸送で、それに携わる労働力である「水脚」の食料以外に私物が便乗輸送されていたことが禁止されている〔類聚三代格〕延暦二年(七八三)三月二日官符)。またこの官符では、綿の代わりに米を京まで運び、そこで綿に交換する行為も禁止されている。これらの行為をわざわざ挙げて禁止しているのは、運送に直接あたる者が商売したかどうかはともかく、少なくともその食用米に名を借りて私米を運送し、それを売りさばいて利益を得ることが行われていたことを示しているように思われる。

商品としての米の流通が、役民への食料給付をめぐる関係から発展してきたことは、右とはやや性格を異にする次のような例からも知られる。九世紀の後半のことであるが、大宰府大野城の衛卒のための食料米は元来大野城の城庫に納めていたので、それをあてにした城庫周辺の百姓が「逐々往還之便、求売買之利」めていた。ところが、その食料米を大野城から離れて位置する大宰府の税庫に収納するようになって以来、大野城周辺では商売が成り立たなくなり荒廃したという（『類聚三代格』貞観一八年〔八七六〕三月一三日官符）。恐らく大野城周辺の百姓は、衛卒の食料米の納入・運搬・売却等に関わり、そこから何らかの利益を得ていたのではないかと推測されるが、このような関係は大野城に限定されないであろう。延喜左右京式によれば、京内における役夫の集住の場として、衛士・仕丁等の坊（まち）が設定されていたが、そこでの商売は、酒食を除くほか禁止されていた。このことは逆にいえば、これらの上京する民を対象にした商売が成り立っていたことを示している。

これまで述べてきたような役夫の食料に関わる売買は、商品流通量からみれば部分的であろうが、米が商品化する契機として、一時的であれ農村から切り離されることになる人口が相当量生み出されたことの意義を重視したい。その意味で都市の形成と商品流通との関係のこの時期における特徴をよく示していると思われる。

## (2) 布の流通

長屋王家木簡によって明らかになったことは数多いが、常布の広範な流通が実態として把握できるようになったことはその一つである。常布は宮繕令（計功程条）に「一常<sup>二</sup>五功<sup>一</sup>の関係で示され、賦役令の歳役の庸規定とも連動していることから知られるように、労働力に対する給付物としての意味合いが強い。実際に長屋王家でも労働への給付が行われていたことは、先に述べたとおりである。

そして、和銅六年（七一三）二月一九日格（賦役令集解歳役条所引）による庸布の成段規定、『続日本紀』和銅七年二月庚寅条にみえる商布成段規定と常布使用禁止の政策は、和同開珎の流通を円滑ならしめるためのものと理解されている（吉川一九八四）。

ちようど後者の法令が出されたのと同じ年の長屋王家木簡に、

・「伊勢税司」進交易海藻 十<sup>（四ツ）</sup>斤 滑海藻<sup>（三カ）</sup>三百村<sup>（三カ）</sup>

・「銭五十三文遺布六常 和銅七年六月廿<sup>（三カ）</sup>日<sup>（三カ）</sup>連大田<sup>（一）</sup>（I 207）」

と記すものがあり、銭と常布が並んで使用され、常布から銭への切り替えが長屋王家においても意識されていたことを窺わせる記述になっている。

一方、調布の規格である「端」を単位とした布の使用・流通もみられる。例えば、

・「菜進出僧<sup>（業カ）</sup>分

・「乃交易遺布一端 七月四日 ○<sup>（I 165）</sup>  
 □□□□黒万呂 従廣足

とみえるのがそれで、交易によって送ってきた布の意か、交易の直として送った布の意か決めたいが、いずれにせよ端布も交易と密接な関係があったことが知られる<sup>22)</sup>。なお、端布には、

・符 少書史 布廿四端下 十四端者 上 遺勾鎰<sup>二</sup> ○<sup>（II 1685）</sup>

・（裏略）

とあるように、上・下の品質にも注意されていたことがわかる。

ところで、長屋王家木簡で重視されるのは、このような布の奈良時代初期の価格水準がわかる例があることである<sup>23)</sup>。

（買カ）  
 □布一端 々別卅八文 （I 215）

この端あたり三八文という額について少し考えてみたい。一端の長さ  
 は、当時は賦役令（調絹絶条）によって五丈二尺であるから、「常」に

換算すれば四常になる。一方先に述べたように、一常<sup>24</sup>五功であるから、一端<sup>24</sup>二〇功ということになる。これに一功<sup>24</sup>一文という当時の錢貨の公定価値を当てはめれば、一端<sup>24</sup>二〇文ということになる。ところが、上記の木簡はその倍近い三八文という額を示している。これは、一つは端布と常布の品質の差による可能性がある。もう一つは、品質差を考慮するとしても、公定価値と時価との間にズレが生じていた可能性がある。少し後の時期であるが、同時期の庸布と調布の価格差をみると、次のようになる。

宝亀三年(七七二) 庸布一段一七〇〜二〇〇文(六一三七九、一

九一一五)

端換算二五五〜三〇〇文

調布一端四〇〇文(二〇一八六)

(いずれも新銭)

天平宝字六年(七六二) 一二月庸布一段二五〇文(一六一九二)

端換算三七五文

調布一端四五〇文(一六一九三)

同じ長さで価格を比較してみると調布の方が高く、品質差を反映していると思われるが、倍近くにはならない。この格差が奈良時代初期にまで遡るとすれば、先述の価格差を品質差のみから説明するのは難しいように思われる。そうであればもう一つの可能性、すなわち公定価値と時価との間にズレも生じていたことになる。

人功は後述するように、一功<sup>25</sup>一文の公定価値どりの支払いがなされてきたのに対して、モノの時価は早くもそれとの乖離が生じていた。言い換えれば、交換手段としての和同開珎の価値が、政府の賦与した当初の価値を維持し難くなったことを示している。少し後であるが、『続日本紀』養老五年(七二二)正月丙子条に銀一兩<sup>25</sup>一〇〇文とあるのが、翌年二月戊戌条によれば、「市頭交易、元來定し価、比日以後、多

不如法」ということで、銀一兩<sup>25</sup>二〇〇文とされている。この時に和同開珎の価値が半分になり下げられたことになるが、そのような事態はこの時に急に生じたのではなく、既に以前からある程度進んでいたことを先の木簡は示している。

ここで、端布の物価変動について触れておきたい。先に挙げた天平宝字六年・宝亀三年以前の額としては、

天平一〇年(七三八) 一端二〇〇文(七一四六、一五七)

九)

天平宝字二(七五八)・四年 一端二四〇〜二六〇文(一四一一、二

九、三三八、一六一三〇〇等)

を挙げる事ができる。

養老元年(七一七)一二月二日格(賦役令集解調絹純条古記所引)で端布規格が改訂され、一端<sup>26</sup>五丈二尺から四丈二尺(約〇・八倍)となったが、それを考慮すれば、天平一〇年の時点で長屋王家木簡の時期の約六・五倍、天平宝字二〜四年で約八・三倍、前記天平宝字六年の時点で約一四・七倍である。

最後に、同じ繊維製品である絹・純の価格動向についても、比較のために取り上げておきたい。長屋王家木簡には、「疋各九十文」と記す削屑がある(28・37)。これを仮に絹または純の価格を示したものと<sup>26</sup>して、後の時期の価格がこの何倍になるかを示せば、次のようになる。<sup>27</sup>

天平一〇年 三七〇文 四・一倍

天平宝字二年 六三八文 七・一倍

天平宝字四年 六二四文 六・九倍

天平宝字六年 一〇一八文 一一・三倍

これをみれば、布と絹・純とは、同じ繊維製品として、だいたい似た価格上昇率を示していることが知られる。

(3) 銭の流通と功直・米価の相関関係

長屋王家木簡から、和同開珎初鑄後一〇年足らず経ただけであるにもかかわらず、交易や功直の支払いに銭貨がかなり用いられていたことが知られる。ここではまず功直を取り上げる。榮原永遠男氏が明らかにしたように、和同開珎の鑄造は平城京造営と密接な関係があり、雇役役夫への支払い手段として、一功 $\parallel$ 一文の価値が定められていた(榮原一九九三第一・八章)。この点を長屋王家木簡についてみると、前章で触れたように、その価値どおりの支払いがなされている例がある。先に挙げた木簡の他にも、瓮・釘・柏・薪等の価値と共に「人功一文」と記したものがあ(21-29)。これは人数が不明であるが、人功の単位量を示していると思われる<sup>(28)</sup>。

いずれにしても、長屋王家木簡にみえる奈良時代初期の平城京では、ほぼ公定価値どおりの功直支給が行われていたことが重要である。因に、その後の単純労働と思われるものの功直の変化をみておくと、次のようになる。

天平六年(七三四)	造仏所作物帳	雇人	三〇五文	(七-三六)
天平七・八年頃	二条大路木簡	小子	三文(22-10)	
		雇人	五文(24-21)	
天平勝宝三年(七五二)		雇役	一二文	(二二-一八〇)
天平宝字四年(七六〇)	法華寺造金堂所解(足庭)	雇夫(正丁)	平均一一文	
		雇夫(少丁)	五〇六文	
		雇夫(小子)	四文	(一六一-二八三)

天平宝字六年 造石山寺所銭用帳<sup>(29)</sup> 雇夫 平均一一文  
 宝亀二年(七七二) 雇夫 一五文

このような功直の長期変動を米価との相関関係でみるとどうであろうか。まず、上記の功直と対比できる時点の米価(複数ある年は中間的な値)を示せば次のようになる<sup>(30)</sup>。なお、最後に和銅四年からの上昇率を参考までに付しておいた。

和銅四年(七一)	穀六升 $\parallel$ 一文 <sup>(31)</sup>	↓米三升 $\parallel$ 一文
	↓米一斗 $\parallel$ 三・三文	
天平元年(七二九)	米一石 $\parallel$ 銀一兩(銀一兩 $\parallel$ 二〇〇文) <sup>(32)</sup>	
	↓米一斗 $\parallel$ 二〇文	六・一倍
天平勝宝三年(七五二)	五〇文	一五・一倍
天平宝字四年(七六〇)	四五文	一三・六倍
天平宝字六年	六〇文	一八・二倍(閏一二月を除く)
(同年閏一二月)	九〇文	二七・三倍
宝亀二・三年(七七二)	六五文	二〇・〇倍

次に、功直と米価の相関関係を、雇夫一日の労働の功直で買える米の量によって示すと次のようになる。

和銅頃	三升	↓天平期	二升 <sup>(33)</sup>	↓天平勝宝三年・天平宝字四年
		二・四升	↓天平宝字六年	一・八升
			↓宝亀二年	二・三升

これをみれば、貨幣改鑄や政治的混乱・自然災害などによる米価高騰が著しかった天平宝字六年頃を除けば、だいたい二〜三升の水準で推移しており、大まかにみれば、功直と米価との平衡関係が保たれていたことがわかる。中でも特に注目されるのは、宝亀二・三年のデータは、功直・米価ともに新銭で表示されたものを挙げたが、両者のバランスが回復していることである。すなわち、天平宝字六年末からの物価高騰による混乱は、一時的なものであった可能性が高いように思われる。これら

の事例数がわずかであるので、単なる偶然の可能性もあるが、興味深い現象といえよう。

既に八世紀末には、銭のみを所持する「貧乏の徒」が京内に存在したことが知られ（『日本後紀』延暦十六年〔七九七〕二月甲申条）、銭と米との交換が都市生活に及ぼす影響が考えられる。このことと、上記の功直と米価との平行した推移をあわせてみれば、和雇における功直は、必ずしも生活に無関係に政治的強制力によってのみ決められたとはいえず、近代の賃金とは同一視できないにしても、それなりの市場関係に左右される側面を重視すべきであろう。その点で、同じく労働に対する給付としての性格を有している写経所の布施の支給基準（特に銭によるもの）が、物価変動と全く関係なく長期にわたって一定である（山田一九八七）のと対照的である。

米価政策が奈良時代後半に浮上してくるのも、米を買って生活する層が一定規模存在する当時の都市社会の状況を反映したものと見える。天平宝字三年の常平倉の設置がその嚆矢をなすが、それを命じた勅では、京の東西市で諸国の運脚が困窮しているさまを述べ、その対策として諸国の公廩稻を割いて常平倉を置き、平準署に管理させることにした。すなわち、穀価の変動を利用して売買した利を運脚の食料等の財源とする一方で、京中の穀価調節をも期待している（『統日本紀』同年五月甲戌条）。後者の側面に注目すれば、この勅は米穀消費人口の増加により、米穀価格の安定が政府の重要な政策課題として浮上してきたことを示している。

更にこの点を、米価が異常に騰貴した天平宝字七年（七六三）から天平神護元年（七六五）の状況からみてみよう。天平宝字七年は不作や貨幣改鑄の影響などが重なって、米価が急騰したことは周知の通りであり、政府は左右京の穀を安価で放出して穀価調整に努めている（四月甲戌条）。翌年には恵美押勝の乱の影響も加わって、『統日本紀』は年末に

「是年、兵・旱相仍、米石千銭」と記す。そして政権が替わった翌年には、米価対策が矢継ぎ早に出されている。二月には西海道諸国の私米運漕を許可する一方、京の東西市で左右京の粉を売らせている。四～六月にも同様のことがみえるが、六月癸酉条には、諸国の郡司以下白丁、諸司の下級官人・雑任等で米などを売る者への褒賞を決めている。

このような政策は平安京にも受け継がれ、無償で穀物等を分け与える賑給と共に社会政策として制度化されている。これを執り行う機関としては、臨時に常平所（常平司）が置かれたが、これは先述の奈良時代の常平倉と異なつて、京に置かれたもので、米穀高騰時に安売りをを行う機関であった。

このように米穀流通政策が展開する背景として、平安京が米の大きな消費地となり、それに伴って流通経済の中で米の占める位置が増大したとする鬼頭清明氏の指摘（鬼頭二〇〇〇第五章第一節）、平安京への米の流入量増加の背景に都市人口の増加をみる寺内浩氏の指摘（寺内一九八九）が注目される。これらの研究をふまえて、これまで本稿で述べてきたことをまとめれば、都市の食料対策が単なる律令財政の再分配経済の延長上にあるのではなく、都市住民を対象に、特に個々の取り引きは小口にあたる比較的貧しい民を対象として、交換を前提として行われていた点が重要と思われる。言い換えれば、都城を中心に米穀流通が盛んになるのは、米をもつぱら購入によって入手する層が多数形成されてきたことによると想定されるが、その典型として、延喜左右京式などにみえる、都城の清掃や修理その他「公共的」機能維持のために調銭や篠銭によって雇われる民衆の存在が注目される（榎木一九九一）。

ところで、先に掲げた奈良時代の米価の上昇率を、前節でみた布・綿などの織維製品の場合と比べてみると、前者の上昇率の方が大きいことがわかる。これはいうまでもなく前者の方が自然災害の直接的な影響を受けやすかったことによるが、それが価格の急激な上昇という形で表れ

ることに、食料を外部に依存する都市の消費のあり方を示しているといえよう。

以上、長屋王家木簡の時代から後の展開を、京における米・銭交換の展開過程の中で概観したが、米の流通（商品化）の担い手として、都市雇傭労働力が重要な役割を果たしていたことを強調したい。そしてかかる関係が奈良時代後半に急に生じたのではなく、その端緒的形態が長屋王家木簡に表れているように、都城制成立初期の段階に形成されたことを重視したい。

### むすびにかえて

以上、まとまりのない考察に終始したが、長屋王家木簡を主たる素材に、都市における消費と流通について、労働力とそれへの給付を媒介にして辿ってみた。結論は繰り返さないが、長屋王家を結節点とする物流の奈良時代初期のあり方が明らかにになったように思われる。このような巨大な家産経済体は、他の貴族と比較して質的に同じか否かが大きな問題であるが、この点は今後の検討に委ねざるをえない。また、かかる家産経済体が存在したことの歴史的評価として、本来の意味でいう都市経済の未熟性を強調する見解<sup>(35)</sup>、あるいはそれが解体することによって本格的な都市経済が展開したとする見解<sup>(36)</sup>を無視することはできない。本稿では、奈良時代前期から平安期までを連続的に捉える視角で分析したが、連続面とともに断絶面をどのように評価するか、上記の見解の具体的検討とともに大きな課題として残されている。都市経済と家産経済の関係は、荘園公領制の時代の都市を考える上でも中心課題の一つであるが、古代からの転換過程を具体的に解明する作業はあまり進展をみていないようである。長屋王家木簡・二条大路木簡は、この点の考察にも豊富な材料を提供しているように思われるが、今後の研究を期してひとまず擱

筆したい。

### 註

- (1) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七号六頁を示す。以下同じ。
- (2) 『平城京木簡』一、一九〇号木簡を示す。以下同じ。
- (3) 『平城京木簡』二、一七二号木簡を示す。以下同じ。
- (4) この例は、「直米」を記しており、銭による購入でない点、やや異例である。直米については後述参照。
- (5) 延喜民部式上、同宮内式等参照。
- (6) 『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報』七号。
- (7) なお、二条大路木簡でも、標本三宅から水葱が一束二文で購入されており、銭が用いられている(24・9)。但し山背某所からの進上物には直稻が用いられている(29・42)。
- (8) なお、他に「領一」への一ヶ月分の粮米支給木簡もある(23・7)。
- (9) 他に「奈閉作」は性別不明だが、二例とも一人二升と考えられる(丁334、21・25)。
- (10) なお、平城宮東区内裏北方のSK八二〇土坑から出土した木簡に、土師女へ人別四斗五升の月粮を支給したことを示すものがある(『平城宮木簡』一、一七六号)。この場合、一ヶ月単位の支給であり、また一日あたり一升五合となり、長屋王家の場合と異なっている。一方、「浄清所解」(『大日本古文书』編年一巻三五〇頁以下一―三五〇)のように略記にみえるように、土師器作手(女性)の単功が記載されながら、別筆で出来高払い賃金が記載されているような場合があり、労働の独立性の更に強い形態が窺われる。
- (11) 養馬が主人への服属を象徴する行為と考えられていたことは、例えば神功皇后の新羅征討の話で、新羅国(王)を「御馬甘」(飼部)に定めたという記述(『古事記』仲哀天皇、『日本書紀』神功皇后撰政前紀)に表れている。
- (12) 延喜左右京式など。なお、拙稿(榎木一九八五・一九九一)参照。
- (13) なお、「借子」については、他に二条大路木簡にも、

(ア) 越田瓦屋進上借子四人 守人足□□  
葭屋酒人(異筆習書略)

(裏面略。但し天平八年七月六日の年紀あり)(24・9)

(イ) 借子五□□ (百枚) 十月□□錢百廿  
十一月廿四日始  
十一月上日十三

(裏面略) (31・19)

などがある。後者は性格がいま一つ明らかでないが、前者は長屋王家の借子と共

通ずる性格を有しているように思われる。

ところで、「借子」の性格を知る上で、都城以外のものであるが、次の山口県長登銅山跡出土木簡も参考になる。

・ 〇 據殿銅(中略) 天平二年六月廿二日  
 日置若手 語積手 凡海マ乙万呂 凡海マ袁西  
 借子 日置比叡 弓削マ小人 凡海マ勝万呂 廝 日置マ廣手  
 〇 大津郡 下神マ乎自止 語マ豊田 日置マ根手 廝 日置マ比万呂  
 日置百足 三隅凡海マ末呂 下神マ根足 矢田マ大人  
 日置小廣 凡海マ患得 凡海マ小廣 凡海マ末呂  
 (合点略) 『木簡研究』一九、一九三頁。写真により改変)

裏面に二〇名の歴名が記され、うち二名には「廝」の注記がなされている。この点に注目して想起されるのは、雇役丁についての養老賦役令役丁匠条に、

凡役丁匠、皆十人外、給二人充火頭。(以下略)  
 とあることである。この「火頭」について、義解は「謂、火頭者廝丁也」と注記している。

また、慶雲三年(七〇六)二月一日勅(『類聚三代格』)に、

(前略) 若忠<sup>(廝カ)</sup> 匠丁者、国司預点定匠丁、以三十丁<sup>(廝カ)</sup> 為一火、給廝<sup>(廝カ)</sup> 丁。上<sup>(廝カ)</sup> 役之日、乃給廝<sup>(廝カ)</sup> 公粮、還<sup>(廝カ)</sup> 国之時、当酬<sup>(廝カ)</sup> 功直。(以下略)

とみえ、これは雇役の匠丁に関するものであるが、上記の役丁匠条に基づくことは明らかである。これらによれば一〇丁に一丁の割合で火頭<sup>(廝カ)</sup> 廝丁が付けられることがわかり、先の木簡の人数の割合と近似する。もともと、令の規定は廝丁は匠丁一〇人の内に含まれないのに対して、木簡の記載は一〇人の内に含んでいるという相違がある。この点の疑念が残るが、上記木簡の歴名は雇役の丁ないし匠と考えられる。

ところで、「借子」は大津郡の二〇人全体を指す呼称の可能性もあるが、字配りなどからみれば日置比叡にかかる注記である(『木簡研究』一九、一九四頁の写真参照)。なお、八木充氏も「廝」を雇役の火頭にあたる者とするが、「借子」の記載は、雑工以外の白丁を臨時に徴用したための傍記とする(八木二〇〇〇)。その可能性もあるが、雇役では上役にあたって「番」が組まれていたと考えられるので(青木一九九二)、当初の番に属していない者を借用してきた臨時徴発分を指すとも考えられる。あるいは、後に雇役の系譜を引くものとしてみえる客作児役(瀧浪一九九二)との関係も検討する必要がある。いずれにしても、「借子」とは、雇役ないし雇傭労働に関係の深い用語と考えられる。

(14) この語に類似するものとして、長岡京木簡の荷札にみえる「上人」の記載が挙げられるが、京への輸貢者と推定されている(『長岡京木簡』一「解説」、九三)

九六頁)。

(15) 同様の例として、耳梨御田司の運搬に携わった婢間佐女(21・9)、山背園司の運搬に携わった奴箱(色)万呂(194、25・6)がいる。稲末(万)呂は木上からの運上にも携わっている(188・189)。先述の都夫良女と共に、複数の部署の運搬に従事していることは、長屋王家の隷属労働力としての性格を反映している。

(16) 木部姓者はほかに削屑に「木部石川十五束」などと記すものがあるが(II 336)、性格は明らかでない。

(17) 座談会での田中琢氏の発言(田中・金関編一九九八二八―二九頁)。

(18) 『大日本古文書』東大寺文書三、五八八号。

(19) 『日本書紀』欽明天皇即位前紀。

(20) 『日本書紀』用明天皇元年(五八六)五月条。なお、都出比呂志氏の指摘(都出一九九七)を参照。

(21) 以下の点は、以前に仕丁・衛士の資養に関わって述べたことや重複するが(櫛木一九九六―一〇〇一頁)、米の流通という視点から再論したい。なお、三上喜孝氏も同様の視角から庸米のもつ意義を中心に詳論している(三上一九九七)。

(22) 銭が流通すると、布の貨幣的流通はあまりみられなくなるが、延喜大藏式には、僧侶に「菜料直布」として端布が与えられることがみえる。

(23) 布などの織維製品価格の動向については、既に角山幸洋氏の研究があるが(角山一九六四)、奈良時代初期は空白になっている。

(24) この額は決して非現実的なものではなく、実際に調の輸納について機能していたと思われるふしがある。すなわち、神龜三年(七二六)の「山背国愛宕郡出雲郷雲上里・雲下里計帳」(一三三三―三三八〇)では、調銭額は一丁九文となっている。畿内の調は半減されているので、一般には一八文ということになる。二〇文との差異は、養老元年に端の規格が五丈二尺から四丈二尺に変更されたことと何らかの関係があるのではなからうか(銭額と布の長さとは比例関係にならず、また布の規格変更は調額そのものの改訂ではない、などの問題がある)。そのこととはともかくとしても、調布の価格変動にも関わらず、租税の代納額としては当初の価値関係(二常<sup>(五)</sup>五功<sup>(五)</sup>五文)が生きていた可能性が高く、時価との間にズレを生じていたことになる。なお、後のことであるが、『日本三代実録』貞観二五年(八七三)二月一七日条によれば、調純の価格が、調銭額と乖離していることが問題にされていることが参考になる。

(25) 天平宝字六年は物価の急上昇期にかかるので(喜田一九三三、角山一九六四)、同じ月の史料による。

(26) 純か絹か不明であるが、奈良時代には純と絹とに大きな価格差はみられないようである(原島一九六五、角山一九六五、櫛木一九九九a)。

(27) 典拠を記さないものは拙著「榎木一九九九a表3」参照。多数のものは平均を出した。これらはすべて純の価格である。

(28) 他に、「三人各充二文」のように(28、37)、一人あたり二文が充てられているような例もあるが、削屑の断片で、功直かどうか不明であるので、参考とするに止める。

(29) 典拠は拙著「榎木一九九九a表6」参照。

(30) 典拠については、関根真隆氏の表「関根一九六九附表二」および拙著「榎木一九九九a表5」参照。黒米及び単に米とのみ記すものによった。

(31) 『続日本紀』和銅四年五月己未条。

(32) 『続日本紀』養老六年(七二二)二月戊戌条。

(33) 天平期については、人功は七・八年頃、米価は元年の史料であり、时期的ギャップがある。また、天平元年の米価が時価を示すかどうか疑問が残るので、参考に止めるべきかもしれない。

(34) なお、天平宝字五年の「奉写一切経所解」に、「人別食米一升二合、功一升五合」とする史料があり(一五・一五四)、功直額が米で示されている点が注目される。但しこれは「雇人」とされているが、「漬造雑菜」という作業内容や食米額からみて一般的な雇人のあり方を示すかどうか疑問がある。

(35) 例えば鬼頭清明氏は、都城における手工業・商業が王族・貴族のオikosに包摂されており、独自の基盤をもっていないことを強調する(「鬼頭二〇〇〇、特に序章」)。

(36) 例えば山中章氏は、大貴族の家産経済が排除され、宮外官衙や宿所町が形成される八世紀後半の変化に注目する(「山中一九九八」)。

引用・参考文献

青木和夫 一九九二 「雇役制の成立」『日本律令国家論攷』岩波書店  
 明石一紀 一九九〇 「日本古代家族研究序説」『日本古代の親族関係』吉川弘文館  
 彌永貞三 一九八〇 「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』岩波書店  
 岩本次郎 一九九二 「木上と片岡」『木簡研究』一四号  
 歌川 学 一九六七 「稲束の制について」宝月圭吾先生還暦記念『日本社会経済史研究』古代・中世篇 吉川弘文館  
 梅村 喬 一九八九 『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館  
 加藤友康 一九七九 『日本古代における輸送に関する一試論』『原始古代社会研究』五 校倉書房  
 関西学院大学古代史研究会 一九九五 「長屋王家木簡索引」『続日本紀研究』二九三〜二九九  
 喜田新六 一九三三 「奈良朝に於ける錢貨の価値と流通とに就いて」『史学雑誌』四

四編一号

鬼頭清明 二〇〇〇 「古代木簡と都城の研究」塙書房  
 榎木謙周 一九八五 「平安時代京都における力役」『ヒストリア』一〇八号  
 榎木謙周 一九九一 「平安京の生活の転換」『近畿Ⅱ』(新版古代の日本土) 角川書店  
 榎木謙周 一九九六 『日本古代労働力編成の研究』塙書房  
 榎木謙周 一九九七 「首都における手工業の展開」『官営工房研究会会報』五  
 榎木謙周 一九九九a 「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研究」(科研費報告書)  
 榎木謙周 一九九九b 「長屋王家の経済基盤と荷札木簡」『木簡研究』二二号  
 小西 徹 一九七〇 「古代運輸制度の一考察」『関西学院史学』一二号  
 柴原永遠男 一九九二 「奈良時代流通経済史の研究」塙書房  
 柴原永遠男 一九九三 『日本古代錢貨流通史の研究』塙書房  
 佐藤泰弘 一九九〇 「古代国家徴税制度の再編」『日本史研究』三三九号  
 澤田 浩 一九九六 「七・八世紀における王臣家の「初期莊園」林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版  
 関根真隆 一九六九 『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館  
 瀧浪貞子 一九九一 「客作児役の史的意義」『日本古代宮廷社会の研究』思文閣出版  
 館野和己 一九九二 「畿内のミヤケ・ミタ」『近畿Ⅰ』(新版古代の日本土) 角川書店  
 館野和己 一九九七 「長屋王家の交易活動」『奈良古代史論集』三集  
 館野和己 一九九八 『日本古代の交通と社会』塙書房  
 田中琢・金関恕編 一九九八 『都市と工業と流通』(古代史の論点三) 小学館  
 玉田芳英 一九九五 「長屋王家の土器」奈良国立文化財研究所編『平城京左京』二条二坊・三条二坊発掘調査報告  
 都出比呂志 一九九七 「都市の形成と戦争」『考古学研究』四四卷二号  
 角山幸洋 一九六四 「八世紀中葉の畿内における物価変動」『千里山論集』二号  
 角山幸洋 一九六五 「八世紀の織物生産」『続日本紀研究』一二八号  
 寺内 浩 一九八九 「京進米と都城」『史林』七二卷六号  
 寺崎保広 一九九五 「古代都市論」『古代四』(岩波講座日本通史五) 岩波書店  
 東野治之 一九九四 「長屋王家の木簡」『書の古代史』岩波書店  
 中込律子 一九九五 「中世成立期の国家財政構造」『歴史学研究』六七七号  
 原島礼二 一九六五 「八世紀における純布生産の技術史的考察」『続日本紀研究』一五号  
 日野開三郎 一九六八 『唐代邸店の研究』  
 福原栄太郎 一九九五 「長屋王家木簡にみえる木上について」『日本歴史』五六二号  
 松原弘宣 一九九八 「古代における難波津と那津・博多津」『ヒストリア』一六二号  
 三上喜孝 一九九七 「庸制の特質を通じてみた古代現物貨幣論」『史学雑誌』一〇六



編一―号

- 森 公章 一九九五 「長屋王邸の住人と家政運営」 奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』
- 森 公章 一九九七 「王臣家と馬」 史聚会編『奈良平安時代史の諸相』 高科書店
- 森 公章 一九九八 「長屋王家木簡と田庄の経営」 皆川完一編『古代中世史科学研究』 上巻 吉川弘文館
- 森田 悌 一九八二 「古代の車について」 『解体期律令政治社会史の研究』 国書刊行会
- 八木 充 二〇〇〇 「奈良時代の銅の生産と流通」 『日本歴史』 六二―号
- 山田英雄 一九八七 「写経所の布施について」 『日本古代史攷』 岩波書店
- 山中 章 一九九八 「古代都市の構造と機能」 『考古学研究』 四五卷二号
- 吉川真司 一九八四 「常布と調庸制」 『史林』 六七卷四号
- 吉田 孝 一九八三 「律令時代の交易」 『律令国家と古代の社会』 岩波書店
- 渡辺晃宏 一九九五 a 「二条大路木簡」 奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』
- 渡辺晃宏 一九九五 b 「二条大路木簡と皇后宮」 同右

〔付記〕なお本稿は、一九九七・八年度文部省科学研究費補助金基盤研究「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研究」による成果の一部である。

（京都府立大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇〇一年六月八日受理、二〇〇一年六月二二日審査終了）

---

## **The Consumption of Prince Nagaya's Household and the Distribution Economy in Ancient Japan: Money, Prices and the Organization of Labour Power**

KUSHIKI Yoshinori

This paper analyzes through the study of Prince Nagaya's *mokkan* (wooden tablets with inscriptions), consumed goods and the form of organizing labour power in his household. The management of territories under direct control, production in the premises, transportation activities, etc. have been investigated and it becomes apparent in all these aspects that they surprisingly depended on the exchange economy. It is known as a fact that enormous consumption of the family estate economy was supported by self-sufficient production of goods, but labour power necessary for this activity depended not only on the people of various classes under the direct control, but also on externally employed labour power. This is an important characteristic which can be pointed out for the labour both inside and outside of the premises. For its economic resources, rice, coins or cloth as for "money" were widely used. Besides the goods produced in the premises, there were some articles bought from outside, on the other hand, it is assumed that food and drink were sold through "shops". It is generally regarded that commercial activities were incorporated into the family estate economy.

For the next step, certain articles such as rice or cloth are taken up to analyze their conditions of circulation as "commodities" or "money". Investigation has been done not only for the period of Prince Nagaya's *mokkan*, but also for the development thereafter. As a result, the most important facts were that rice and cloth were the economic resources to pay for the labour because they were circulated as commodities or money around urban areas. Furthermore, correlation between transitional changes of wages for employed labour and rice price is investigated. As a result, in an urban society at that time, it is supposed that there was a kind of market exchange relation which affected the two factors. And the existence of this kind of relation should be a background of emergence of the rice price policy for people in urban communities.